

平成30年5月30日
大台町総務課

戸別合併処理浄化槽設置工事に係る入札及び契約方法の変更について

平成30年7月1日以降に発注する戸別合併処理浄化槽設置工事（以下「浄化槽設置工事」という。）の入札及び契約方法について、下記のとおり変更いたしますのでご承知ください。

記

1. 変更内容

浄化槽設置工事については、これまで指名競争入札により業者を決定しておりましたが、以下に記載の基準を満たす浄化槽設置工事については、随意契約により契約することと変更します。

2. 随意契約の対象となる業者

建設工事発注基準の管工事（浄化槽設置工事に限る）により選定された指名業者

3. 随意契約の基準

(1) 予定価格が130万円未満の場合

公共施設以外の浄化槽設置工事で、戸別合併処理浄化槽設置申請者（以下「申請者」という。）が随意契約を希望するとき。

(2) 予定価格が130万円以上の場合

公共施設以外の浄化槽設置工事で、宅内排水設備業者が上記2により選定された業者であり、申請者が随意契約を希望するとき。

4. その他

以下の場合、従来どおり指名競争入札により設置業者を決定することとします。

(1) 申請者が随意契約を希望しない場合

(2) 公共施設内の浄化槽設置工事

5. 適用期日

平成30年7月1日以降に発注する浄化槽設置工事から適用します。

【本件の問合せ先】

指名競争入札に関する件 総務課 TEL：0598-82-3781

随意契約に関する件 生活環境課 TEL：0598-82-3787

■契約までの流れ

